

### 第3章 基本目標

基本目標「“子どもの元気”と豊かな心が育つまち」は、伯耆町総合計画における町の将来像「森と光が織りなすうるおいのまち」に取り組むための教育関係分野の基本方針であり、教育分野における町づくりの理念となるものです。

この理念を教育振興基本計画の基本目標とし、本計画と総合計画の整合性を図ります。

#### 「“子どもの元気”と豊かな心が育つまち」

住民が元気に輝くためには、ものの豊かさだけでなく、心が豊かに暮らせることが大切であり、心の豊かさは潤いのある人生をおくるための大切な要素です。

このため、学校教育においては、将来を担う子どもたちが、たくましく元気に育ち、豊かな人間性を身につけるよう指導・支援を行います。

また、子どもたちだけではなく、住民においてもそれぞれのライフスタイルに合わせて、地域の自然や歴史文化に学び、新たな発見や挑戦を重ねながら自己実現をめざす「“子どもの元気”と豊かな心が育つまち」を目指します。

### 第4章 基本方針

基本目標である「“子どもの元気”と豊かな心が育つまち」を目指して取組を進めるに当たり、子どもたちが町の将来を担う人材として、また、社会の一員として広く活躍する人材として育むための学校教育と、住民一人ひとりが健康で生き生きと暮すために、自らが生涯にわたって主体的に学び続けることができる基盤づくりが求められています。

基本方針は、基本目標を達成するための「学校教育」と「社会教育」の各分野における取組の指針・方向性を示すものであり、目標となるものです。

#### ■基本方針1 学校教育に関する基本方針

##### 「社会の一員として自立して生きていく児童生徒の育成」

##### ～確かな学力と人間力の育成～

伯耆町学校教育がめざす「社会の一員として自立して生きていく」とは、目指す人間像として「社会の中で、社会を支えて生きていく人」「生涯にわたって自己実現をめざす自立した人」「健やかで、心豊かに生きていく人」「ふるさとに誇りを持ち、一人ひとりを大切にする人」を育成することにあります。

小学校・中学校は、その基盤づくりを行うための大切な時期です。この時期に、学ぶべきことを単なる知識として知っているのではなく、社会生活に活用できる「確かな学力」、そして、社会に生きる上で必要となる豊かな人間性・社会性、健康・体力などの「人間力」を、児童・生徒が確実に身につけることができるよう育成します。

## ■基本方針2 社会教育に関する基本方針

### 「学び続けるための環境づくり」

私たちが、生き生きと暮していくためには、自らが生涯にわたって主体的に学習し、様々な人たちと交流し、お互いに認め合い高め合いながら暮らすことが大切です。

そして、創造性に溢れ、前向きな志向性を持ち、たくましく豊かな心を持つようになった人々の手で、活気あふれる町がつけられていきます。

このような人づくりと町づくりを目指し、社会教育、社会体育、文化活動など、様々な分野に及ぶ住民一人ひとりのニーズに対応できて、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを推進します。

## 第5章 施策方針

基本方針を実現するための主要な施策を定めたものが、施策方針です。今後、特に重点的に取り組むべき施策を、「学校教育に関する基本方針」と「社会教育に関する基本方針」ごとに示しています。

### 1. 「学校教育に関する基本方針」の施策方針

#### (1) 学校・家庭・地域の連携

児童・生徒の学びの場を学校だけに限定するのではなく、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、家庭や地域を視野に入れていく必要があります。そのためには、学校・家庭・地域が「目指す人間像」を共有し、協働していくことが求められます。

学校からの積極的な情報発信はもとより、学校・家庭・地域の代表者が顔を合わせて情報交換と熟議を行なうことができる組織の構築、活動の充実に努め、横のつながりを形づくっていきます。それによって、地域全体で子どもたちを育てるという意識を涵養していきます。

#### (2) 保育所・小学校・中学校の滑らかな接続

現在、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」と言われるような接続期の課題が指摘されています。保育所・小学校・中学校と進むことの段差の意義を認めながらも、困難を抱える児童・生徒への対応が求められます。

本町が目指す「保小中一貫教育」とは、「目指す人間像」を保育士・教職員が共有した上で、情報交換を行いながら、児童・生徒の成長を促していくという縦のつながりを志向するものです。児童・生徒の交流、教職員の交流にとどまらず、学習指導、生活指導の両面で、日々の実践が一貫したものとなるよう努めます。

#### (3) 知・徳・体のバランスのとれた教育の推進

児童・生徒の「自立」を促すためには、知育・徳育・体育をバランスよく組み合わせるために、カリキュラム・マネジメントの視点で教育内容を構成する必要があります。学力と人間力を育成するためには、児童・生徒の現状の確かな見取りを基にして、効果的な指導を行う必要があります。そのために、各種調査を実施、分析するとともに、教職員の指導力が向上するように各種研修を充実させます。

#### (4) 人にやさしい学校教育環境の整備

すべての人が安全でかつ快適に行動ができるためには、児童・生徒と教職員との関わりだけではなく、それを支援するための仕組み・環境づくりや施設・設備の充実も大切な要素となります。

教育に関するニーズの把握、教員の指導力・使命感の向上や多忙感の解消、安全安心で質の高い教育環境づくりに努め、より充実した学校運営体制の整備を図ります。

## 2. 「社会教育に関する基本方針」の施策方針

### (1) 生涯を通じて学ぶための環境の提供

地域住民が、自己を高めるために生涯を通じて学ぶことができるために、総合的な学習システム、多様なニーズに対応できる学習内容、活動拠点の充実などに取り組めます。住民がそれぞれのライフスタイルに合わせ、いつでも、どこでも学ぶことができ、新たな発見や挑戦を重ねながら自己実現をめざす生涯学習環境を提供します。

### (2) スポーツ・レクリエーションで心と体の健康づくりの推進

住民誰もが、スポーツや運動に親しみ・楽しむことができるよう、多様なスポーツとの出会いの場の提供やスポーツを生活の中で身近なものにし、日常的・継続的にスポーツ活動ができる環境整備に努めます。

また、スポーツクラブ等と連携し、ライフステージにあった健康づくりやスポーツ活動の推進を目指します。

### (3) 町全体で取り組む青少年の健全育成

現在の社会は、情報の氾濫、経済の停滞、少子高齢化の進行や地域の教育力の低下など、若者達が将来に希望を見出すことが困難な状況にあります。

そのため、青少年の健全育成には、これまで以上に多くの支援や協力が必要とされています。町全体で青少年を育てる環境の整備に取り組めます。

### (4) 人権尊重のまちづくりの推進

誰もが、個性や能力を十分に発揮することができる社会をつくるために人権尊重を推進するとともに、同和問題、情報保護、子ども・女性・高齢者・外国人・障がい者・病気にかかった人などの人権について、分野ごとに所管する関係機関等との連携を図りつつ、横断的な取組を行い、人権尊重のまちづくりを推進します。

### (5) 芸術文化の振興と豊かな人間性の創造

本町の貴重な文化財、人的資源や地域固有の文化を大切にし、一層の文化振興に努めるとともに、次世代に伝承します。

また、住民が、芸術・文化に身近なものとしてふれあい、関心を高めることで、豊かな人間性を創造できるよう支援します。